

議員提出議案第二号

杉並区議会委員会条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十三年五月三十日

提出者

杉並区議会議員

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	杉並区議会議員
											原田 あきら
											山田 耕平
											くすやま 美紀
											金子けんたろう
											鈴木 信男
											富田 たく
											小松 久子
											奥山 たえこ
											市橋 綾子
											すぐるろ 奈緒
											そね 文子

杉並区議会議長

藤本 なおや 様

杉並区議会委員会条例の一部を改正する条例

杉並区議会委員会条例（昭和三十一年杉並区条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項中「十二人」を「十三人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

議会運営委員会の委員の定数を改める必要がある。

杉並区議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例

(議会運営委員会の設置)

第三条の二 略

2 委員の定数は、十三人とする。

3 略

旧 条 例

(議会運営委員会の設置)

第三条の二 略

2 委員の定数は、十二人とする。

3 略